

業務連絡  
令和7年12月3日

指定自動車整備事業者 各位

令和7年度「自動車の整備前点検結果の実態調査」及び  
「自動車の臨時整備における実態調査」の調査期間の延長について

前略 山整振第62号（令和7年9月30日付）にて、標記調査の実施に係る協力依頼をさせていただきましたが、現時点で、全体的な調査票の回収件数が少ないことから、この度、調査票の回収期間を延長する旨の連絡が国土交通省よりありましたので下記のとおりお知らせいたします。

また、山口県では、調査票1と2の回答数が著しく少數のため、入庫車両において別表3、別表4、別表5を扱われる事業場におかれましては、特に御協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

併せて、臨時整備における実態調査につきましても当初の調査依頼では1事業場1台をお願いしておりましたが、目標回答数を下回っておりますので、追加でのご回答にご協力願います。

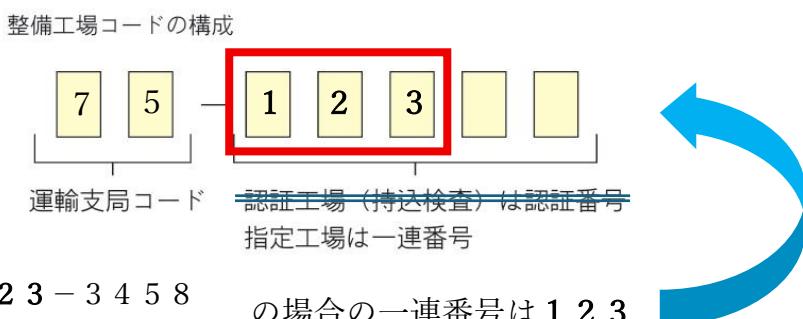
草々

記

【調査期間延長】

令和7年12月31日（水）まで

【整備工場コードについて】



例：山-123-3458  
5123-3458 の場合の一連番号は123

※頭に5がつく指定番号の場合5は含みません

※間違えた整備工場コードで回答されたものにつきまして、  
回答し直す必要はございません。